

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。